

30500

教科書文庫

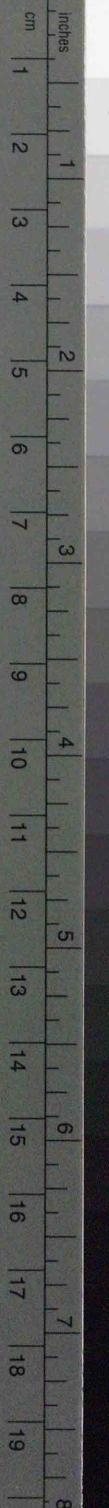
3
110
32-1893
20003
02855

C Y M

© Kodak 2007 TM: Kodak

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak 2007 TM: Kodak



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

375.9
Kul9
資料室

西村義樹後編 第一
田下龍之介編



3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

本書例言

一 本書ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ヲ奉ジ且ツ小學校令第壹條ニ依リ道德教
育及ヒ國民教育ニ必須ナル德性ヲ涵養スルヲ以テ目的トセリ

一 本書ハ毎冊道徳ノ全体ニ涉リ高等小學女生徒心身ノ發達ニ應ジテ其程度ヲ
斟酌シ諸般ノ德性ヲ實踐躬行セシムルヲ以テ主意トセリ

一 事實ノ撰擇格言ノ應用ハ務メテ本邦人ヲ採レリ間支那人ヲ挿ミタルハ既
二人口ニ膾炙シテ本邦人ノ事實格言ノ如クナルニ依レリ

一 本書ハ固ヨリ女子用ナルヲ以テ文章ノ体裁編敘ノ模様皆優美ヲ旨トシ諸属
ヲ避ケ俗語ヲ省キ以テ女徳ヲ全ウセンフヲ期セリ

一 本書ハ一課毎ニ先ツ徳性ノ一ヲ論議説明シ次ニ之ニ適切ナル事實ヲ掲ケ
終リニ格言ヲ以テ全文ヲ結ベリ是レ女子ヲシテ左右顧念スルモ多岐ニ走ラズ
必ズ一直線ニ觀念ヲ確實ナラシメンコヲ務メタルニ依レリ

一 本書ノ挿画ハ固ヨリ故實ヲ參照シ品格ヲ雅正ニシタリト雖疎然レ疎亦女子
ノ徳行上ノ觀念ヲ容易ニ惹キ起サシメンコヲ務メタリ

一 書中難解ノ文字ニハ傍訓ヲ施セリ此レ讀書的ノ教授ヲ省カンカカ爲メナリ

明治二十六年七月

編 者 識

廣大學圖書也印

室語書料中央資中

395.9
Ku19

西村義樹校閲
日下部ニ之介編

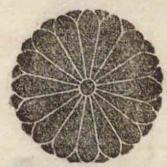


日本女子作劇第一

東京

八尾版

勅 語



朕惟ニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツ
ルコト深厚ナリ我カ臣民堯ク忠ニ堯ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシ
テ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ及
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶
翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱
ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施
シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳ヲ一一ニ
センコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽



日本女子修身訓第壹卷

西村茂樹校閲

日下部三之介編

第一章 父母に事へまつること

孝とは、能く父母に事へまつることにて、百行の本、萬善のはじめと、なるものなり、人と生れて、孝なきものは、禽獸と異なることあらず。されば父母に孝を盡すことは、ゆめ疎かにな心得ぞ。

周防國に、ヨネと云ふ孝女あり、其の身六歳の

とき、母に別れしや、家素より貧しければ、暫く母の里方に養はれたり、その後父病に罹りて、起き臥しも、自由にまかせぬ身となりしかば、ヨネと家に引き取りて、生計の助けをあさしめぬ、此ときヨネは十二歳ありしや、わざと心にも、病みたる父の心を慰め、早く本復せしめんものと、朝は早くより起き、夜は更闌^{ハラダ}るまで、人のために米を春きけり、されど身体の小なるため、力十分ならず、よりて自ら一の工夫をなし、腰に石を繫^{ハシ}ぎて、重くなし、力の足らざる

所と補ひたり、また暇ある毎に、糸を績ぎて、賃錢を得、僅かに父を養ふことを得たりけり、父病むこと久しく、精神も亂れて、たび々水に投じて、死せんとせしかば、ヨネ父を護りて、片時も、側を離れず、夏の夜も蚊帳^{モグ}を張らず、冬の日も、火爐に向はず、得たる賃錢は、我が身に、費す事とてはあく、父の好める物を調へて、これとすゝめたりとぞ。孝經に人ノ行、孝ヨリ大ナルハナシ^{ハナシ}とあり、ヨネ女の如く、身を盡し、心を竭して、親に事へまつりたるは、信實の孝行と

云ふべきあり。

第二章 父母を養ひまつること

長門國豊浦郡清末町に、マサと云ふものあり、幼なきとき、父に離れ、母の手にて、成長したりしが、ものゝ辨へもなき頃より、母の意に背くことなく、いとまめやかに事へまつりぬ、此こと藩主に聞は、幼なき女子には、感心なりとて、褒美の品を賜はりぬ、成長の後、助三郎と云ふ筆を迎へしが、夫婦なか睦しく、力を協せて、よく老母に事へたり、老母六十ばかりの頃より、

ふと病の床に、打ふしけるにぞ、常さへ孝心あつきマサのことなれば、朝夕とも、母の側を離れず、藥餌のことより、食物に至るまで、心を用ひ、背を擦り、腰となで、或はよもやまの物語あそして、母の徒然を慰め、介抱少し



も怠りなかりければ、母も病苦を忘るゝはや
に喜び居りしが、七十餘までながらへて、遂に
みまかりぬ、マサは一方ならず嘆きたりしが、
何時まで歎きたりとて、其の甲斐あらトと、親
戚の者に諫められ、泣々野邊の送りをするまし
けるが、朝暮、位牌に向ひ、膳を供へ、香華を手向
け、生くる人に事へまつるが如く、物語などし、
又時々母が遺愛^{アシ}の品を取り出し、生きたる母
に逢ふ如く、喜び且つ悲みけり、助三郎は、マサ
が心根と思ひやり、落涙を催すこと、たびく

なりしと云ふ、中庸に「死ニ事ウマツルコト、生
ニ事ウマツルガ如ク、亡ニ事ウマツルコト、存
ニ事ウマツルガ如クスルハ、孝ノ至リナリ」と
あり、マサの如きは實に孝の至れるものと謂
ふべきなり。

第三章 兄弟姉妹は親み睦むべきこと
兄弟姉妹は、十指の相重りたるが如く、離るべ
からざるものなり、それ故に、常に親み睦みて、
互に友愛の情を損ふべからず、且つ兄弟姉妹
の中、隔てなく親み交るときに、父母を喜ばし

め、己れの利益となり、また家の譽れともなるものなり、されば世の兄弟姉妹たるものには必ず中悪くせざる様、注意すべきことにこそ。

フデ女は、備後國福山町なる鐘尾廣助と云ふものゝ妹なり、父は早く身まかりて、兄の養ひとうけし、兄はまきづひの罪にて、入牢せり、フデ女は、妹二人の外、頼むべき親族とても、あらざりければ、朝夕ともに泣きくらし、如何はせんとうろたへるばかりなり、時にフデ女は十八歳なりけるが、涙を忍びて、妹のトメに云

ひけるやう『かく泣きてのみ居りて、空しく過せしならば、つひに饑渴の淵に沈み侍らん、女子なりとて、力のあらん限り働きなば、よもくらされぬことやあるべき』と茲に相談まとまりぬ、フデ女は、其のとき十四の妹トメを伴ふて、耕作にいで、十歳の妹ミカを留守ばんとし、共に力を協せて、働きたりしかば、年貢も滞りあく納め、一家のくらしも、人の助けをからざりけり、かくて三人は、農の暇にい、糸をとり、機と織り、力のあらんかぎり働きしかば、兄の借

財をも、償ひしのみならず、夏冬のかはり目に
は、必ず新しき衣服と調へて、兄の許に送り、身
と慎みて、家業を勉むるの外、餘念あく、唯兄の
赦免とぞ待ちたりける、この事、官に聞け、少女
には、めづらしきものなりとて、褒美の金と賜
はりたりと云ふ。希氏の修身學にも『兄弟姉妹
ハ、互ニ憐愛シ、相親厚ナルベシ』とあり、フデ女
姉妹の如きは、相憐愛し、相親厚せる者と謂ふ
べきなり。

心鏡第四章 兄姉に順ひ参らすること

人の弟たり妹たるもののは、その兄と姉とに、よ
く順ふべきは、當然の理りなれど、兎角、兄弟姉
妹の間柄と云ふものは、餘り狃れ過ぎて、まゝ
争ひと起すことがあるものなれば、相互に戒め
て、中悪くならぬ様心かくべし、且つ兄姉は、父
母に次ぎて、大切のものなれば、常に之に順ひ
参らせ、萬一其の危急なる場合にあはゞ、身を
挺でゝ、救ひ参らすべきなり。

大阪松屋町に、トミと云ふものあり、早く父を
喪ひ、兄弟四人ありて、兄を仁三郎と云へり、仁

三郎は十五歳になりけるが、母と共に紙を鬻きて、生計を營めり、一夜、盜賊三人、戸を破りて、押し入りぬ、母は早くこれを知り、幼兒を抱きて、遁れ出でたりしかば、仁三郎も續きて出でんとせしに、忽ち賊に捕へられ、金のある所を告げよ』と、せめられたり、されど信實のことを行はざりし故、刀の脊を以て、つゝけ打ちに、打たれければ、トミは、これを見て、悲しさやる方なく、賊の前に進みより『金はしくば、これを参らせん、兄の命をば、宥されよ、強ひて殺さんと

ならば、我が身を殺して』と白刃持つ手に、縋りつゝ、かねて巾着に貯へ置きし金をさし出しければ、追がに強悪なる盜賊も、其の友愛のあつきに感ト、一物とも掠めずして立ち去りしと云ふ、時にトミ女は八歳なりき、



其の後此こと官に聞け、白銀若干を賜はりて、其の善行を賞されぬ、大阪の富豪、炭屋某と云ふもの、これと聞きて、トミ女の行に感ト、乞ふて己れが養女となせしとぞ。古語に「兄弟ノ際ハ友愛ヲ專ラトスベシ」とあり、されば友愛の徳は、一命の危きとも免るゝに至る、後の兄弟姉妹たるもの、請ふ之を鑑みよ。

第五章 優美なるべきこと

優美とは、やさしくしとやかにして、氣高き風と云ふものあり、若し女子にして、鄙劣なると

きは、その品格を失ふこと少なからざるのみならず、人の嫌惡をうくるに至らん、且つ活潑などゝ稱へて、男子に紛はしき風となきは、いつも優美を損ふものとやいふべき。

小式部内侍は、橋道貞の女なり、幼なきより、容姿端麗にして、たちゐるまひ、優美なりければ、人皆其の品格の氣高くして、賤しからざるとほめあひり、されば早くより、官仕へとなし、禁中、歌合のありしこきなきは、幼なき身を以て、高貴のなかに加はりたること、玄ばくくな

りけり、かゝる秀才なれば『大江山いくの、道の遠ければまだふみもみず天の橋立』と、即坐に詠トて、中納言定頼と驚かしたことさへありき、此とき、内侍は十餘歳のときなりとぞ、實に小式部内侍は、文筆にも拙なからず、又識見も高かりけり、これらをこそ、女子の鑑みとなすべけれ。禮記に『和順中ニ積ミテ、英華外ニアラハル』とあり、女子たる者の心すべきことござりける。

第六章 手藝の心得あるべきこと

手藝は、女子に備はる、自然の技藝なれば、この嗜みなきほど、耻かしきものはあらう、分けて裁縫の嗜みなき女子は、最も耻づべきの至りなり、されば女子たるものは、手藝に心を注ぎ、ゆめ此事をな忘れ給ひぞ。

大和國式下郡爲川村に、永井佐平と云ふものあり、其の娘シカは、至りて利發なりしが、幼稚の時、疱瘡を病み、兩眼共に盲目とありければ、父母の歎き一方ならず、種々に手だてを盡したれど、遂に其の効なく、生れもつかぬ、不具者

とはあれり、されば父母は、何か一の藝を學ばせんと、娘に其の志願を尋ねければ、シカのいへる様女子にて、裁ち縫ひの業を知らぬは、此上なき耻なれば、たゞへ両眼なきとても、心まで盲ひにはあらず、裁ち縫ひの業



と修めたし』と云ふにまかせ、師に就かしめて學ばせしに、僅か一年餘にして、其技を覺へにければ、父母は云ふまでもなく、本人も大に喜び、ますく勵み學びたりし故、つひに此の術に熟しぬ、これより他人の依頼とうけて、種々の衣服を縫ひ、其の金錢を貯へければ『塵積リテ山チナス』と云ふ如く、多額の金となりしと云ふ、盲人すら、よく勉強すれば、かく上達して、獨り一身の生計を營むのみに止らず、猶餘財あるに至る、さるを両眼具足せるものにて、自

ら身に纏ふ所の衣服すら、人手にかけざれば、縫ふこと能はざるものあり、大なる耻とや申すべき、されば女子たるものには、せひととも裁ち縫ひのこと、心掛くべきことぞかし。チユトソン氏言へるあり「無益ノ事ノミヲ知リテ、有益ナル事ヲシラザル人ハ、是ヲ無知ノ人ト稱スベシ」と、理りある言といふべし。

第七章 信義を以て交るべきこと
朋友は、常に信義を以て交るべし、或は怨み誹りて朋友を傷け、或は嫉み争ふて己れの名譽

を損ふなきは、女子の最も戒むべきことぞかし、心を平らかにし、胸をひろくして、人に交る時は、自ら己れの品位を高くし、名譽を揚ることを得べし、苟も信義に背くの行となして、世の物笑ひとなるべからず。

祇王は、白拍子シラビヤウにして、舞の上手なりしかば、平相國清盛の寵とうけたり、其の後佛御前と云ふ、白拍子いでけるが、舞ぶりのさま、天津乙女も、かくやと思ふばかりなれば、清盛は、いつしか祇王をすて、佛御前をも愛せられぬ、祇王

は、我が身いまは秋の扇とすてられし故、茲にはトめて人の身は、頼み甲斐なきを悟り「崩江出るもかるゝも同ト野邊の草何れか秋にはではつべき」と云ふ歌をよみ、嵯峨野の奥に、身を退き、尼となりて、佛門に歸依したり、佛御前も、此歌に感じ、坐ろに世の果敢なきを悟り、かば、同トく都を離れ、嵯峨野の庵に尋ねゆき、共に尼となりしが、少しも昔日の怨みなさを含むことなく、俱にたすけ合ひて、朝な夕なに、唱名看經して、佛に事へ、いとまめくしく

ぞ、交りける。慎思錄に「恭ニシテ和グハ、友ニ交ルノ道ナリ」とあり、味ふべきことなりかし。

第八章 母の務

人の母となりては、其の子と、教へ導くの道を、知ること肝要なり、世の英雄俊才も、多くは賢母の養育によりて、生ずるものなれば、婦人は、其の子の躾方に能く注意し、一舉一動も、其の子のためにあらざることは、戒め諭して、之れを教へ導くべきなり。豈小由基と筆す。

馮氏は、諫議大夫陳省華の妻にして、宋の代の

人なり、其子三人ありけるが、皆高官に昇りぬ。末子陳堯咨は、最も射に長じ、小由基と稱せらる、荆南の大守となり、任満ちて還り、母の許に至りしどき、母對面して『荆南は、無雙の大國なり、それに守たりしならば、定めて仁政を施し、民の害を除きしならん』と問ひければ、堯咨答へて『さして治蹟の舉りしといふことはなけれど、唯往來の旅人に至るまで、小子が射術の巧みあるに感せり』といひければ、母怒りて曰く『忠孝にして、國政を輔げよとは父の訓へ置

かれし語にあらずや、國守たるものは、只管に仁政を行ひ、民を善道に導くことを勤めずして、匹夫の藝にのみ誇るは、何事ぞや』と、痛く戒め諭されしといふ、世の人、常に馮氏の如き心あらば、何ぞ必ずしも其兒の不肖あるを憂へんや、不肖の兒は、多く姑息媿惰ある母の手に成るものあれば、母たるもの須らく其兒を愛育することを忘る可らず。

第九章 心とみがくべきこと

女子はいかに艶容嬌態の姿ありとて、貴ぶに

は足らず、其の故如何にと云ふに、みめ麗しきより、心の勝れたるものと貴しとは、古よりの教へあればあり、されば徒に髪貌を形らんよりは、心とみがきて、身に婦徳を修むべきあり。支那戰國の代に、齊國の閔王とて、世に聞じしは、其の後に、宿瘤女と云ふ賢夫人ありしが爲めあり、齊王或るとき、東郭に出で給ひしめ、百姓群り集ひて、王の儀衛を拜せり、然るに容貌いと醜き女子の餘念なく、桑を採りて顧みざ

るものありしかば、王怪みて『汝いかあれば獨り視ることとあさるや』と仰せられけり、その女は顧みて妾は『父母の教へをうけて、桑を採れり、大王を觀よとの教へあければ、かく己れの務と専一におし侍る』と答へ



ければ、王は痛く其の心掛けに感ト、こは寔に賢女ありとて、宮中に召し連れ給はんとせり、
うの女猶いふ『父母家にあり、教ヘとうけずして、王に隨ふは、是れ奔女あり、王安ぞ奔女を用
ひ給はん』と閔王大に慙ち、使を遣りて、女を宮
中に迎へ、立て、后とせり、これあん宿瘤女にて
ありけり、后宮室カツジを卑くし、池澤カツツクを填め、膳を
減ト、樂を撤しければ、暫時にして、其の德化、國
中に行はれ、遂に延いて隣國にまで、及ほすに
至りぬ、されば齊國、いよく富強をきはめ、他

國の惧るゝ所とありしは、偏に宿瘤女の、賢徳
ありしがためありとぞ、女大學にも『女ハ容ヨ
リモ心ノ勝レタルヲ善トスベシ』とあり、宿瘤
女の如きは、醜惡見るに足らざる姿あれど、其
の心の美しきこと、玉の如くありければ、つひ
に斯くは榮ヒツクつるありとあん。

第十章 勤儉あるべきこと

勤むるもののは榮え、怠るもののは衰ふるは、世間
の常法あり、されば人たるものは、業を勉めて、
苟も忘ることあかれ、諺に『坐シテ食ヘバ山モ

空シ』とあり、如何に富貴に生るゝとも、怠りて勤めざれば、終には、貧賤に陥るべし、之れに反して、勉めて怠らざれば、自ら幸福の地に進むは、期して待つべきことぞかし。

エイ女は、飛驒國益田郡尾崎村の二村清助の妻あり、農業の外、^{ヤクジ}醸酒の業をもなし、召使の男女もあまたありて、晝夜事繁き家あるに、エイ女三十五歳の折、夫清助病にかかり、はゞあく身まかりしかば、エイ女は、三人の小兒を養育し、家事を勉勵せしめ、女の身とはいへ、且つ年

若き事あれば、いと覺束あしとて、親戚とも相談し、入夫せんことを勧めけり、エイ女容を正して云ふやう『夫あき後は、夫に代りて事を治むるは、妻の職分あり、精を勵まし事を執らば、女ありとて及ばざることのあるべきや、はた両夫に見ゆること、女の教へにも背くと思ひ侍れば、固く辭み申すあり』と、これよりいよいよ身を慎み業を勵みて、怠らざりければ、農事はさらあり、釀酒に養蠶に、百般の家事を經營し、終に亡夫の舊債六百圓餘を償却し、餘財を

以て酒倉を増築せり、幼兒も次第に成長し、且つ教育の道も怠らざりし程に、一家盛にして又よく親睦せしとぞ、新井君美云へるおとあり「士農工商各其ノ家業ヲ勉メテ怠ラザレバ、福隨テ至ル、遊興怠惰ニ流ルレハ、福去リテ禍之レニ繼グ、勉強ノ外ニ、亦福ヲ致ス道ナシ」と眞に然らずや。

第十一章 廉潔あるべきこと

廉潔とは、心の清らかにして、鄙しく貪るが如き、心あきと云ふ、されば廉潔を守る人は、物を

奪ひ、或は掠むる心あく、不義の利慾と云へば、蛇蝎の如く忌み嫌ひ、自ら品行を氣高くするものあり、人の尤も尙ぶべき行あり。

昔し陸奥國の商人、用事ありて、京師に赴かんとせし途中、駿河國原驛の旅店に泊りし日、翌日發足の際、金五十両入れたる袋を忘れたり、暫く過ぎて後、忘れて來りしこと、思ひ出しけれど、今更立ちかへりて、尋ねたりとて、無益あるべしとて諦め、其の儘京師に赴きぬ、其の後用事をすまし、再び此驛を通行せしかば、前

に失ひし金のことと、其の下男と共に語り合ひつゝ、其の旅店の前を過ぎしに、内より年若き下婢の走りいで『客人は何事とか語り給ふぞ』といひければ、我れさきに、此の家に一泊し金五十兩を忘れたり』と、答へしかば、下婢は詳に其のことと、問ひたゞしたる上いかにも客人のいはれし通りあれば、其の金返し参らせん、妾さきにこれを見付し故、其の主に返さんものと、今日まで、大切にまもり置きし』とて封のまゝにて、返し與へぬ、商人は、失ひて再び返

らぬものと、思ひ居りし金の戻りしこと故、盲龜の浮木に遇ひたる心地して、喜び譬ふるものあく、金十兩を出して、謝禮に與へけれど、この女ふり向もせずして申すやう『妾いやしきものには侍れども、何とて報いを望むべき、報いを欲しく思ふ心あれば、五十兩とのこらす私せんのみ、決して心配なし給ふ』とて、うけひく様子のあらざりしかば、大に其の心の潔よきに感し『如何ある身分の方にや』と問ひたりしに『舊と京師の生れあれど、親族とてもあ

らざれば、斯る賤業をあし侍る』と語りければ、商人は、旅店の主に乞ふて、其の下婢を伴ひ歸り、妻となしたりしと云ふ。昨日までは旅店のみづしめありしもの、廉潔の行ありしがたり、富豪なる商人の妻となり、安樂の身の上とぞありにける。事林廣記に『善ニ善報アリ』と云ふことあり、此等のことと云ふあるべし。

第十二章 人をめぐむべきこと
仁愛とは、人をあはれみ、いつくしむと云ふ。人にして仁愛の心あければ、遂には殘忍ある行

とあし、人に疎まれ、或は誹られて、身の面目を失ふに至るべし、それ故に、人は必ず仁愛の道に、違ふことあからん様、心すべきことにこそ。下野國那須郡の農に、源五郎と云ふものあり、其の母センは、生れつき賢くして情けあるものありしかば、其の近きはとりに住みて、わびしくくらすものには、金錢を貸して、これとたすけ、また極めて貧しきものには、金錢物品は勿論、あにくれとあくめぐみ與へて、烟りと、あげさするもの少あからざりき、されば貸した

る金錢も年を経るに隨ひて、次第に多くありければ、皆これと償ひかへすこと能はずとて、心配一方あらずと聞き、斯くては子孫に禍の種を遺すものありとて、貸したる金の元帳と悉く焼きすべてぬ、また貧くて女子



と、養ひ難きものあるときは、其の女子と、我が家に養ひ置き、成長を待ちて、人に嫁せしめ、或は馬を飼ひて、人に使はせあさして、人をあはれむこと、少からざりければ、領主も、其の奇特あるに感ト、天明四年十二月、賞金を賜はりて、其の善行と表はされしのみあらず、其の頃禁示ありし、絹の衣服を着することさへ、許されーと云ふ。初學訓に「富貴ノ人ハ、其ノ力ニ隨ヒテ、ヒロク人ヲ恵ミ助クベシ」とあり、實にセン女の如きは、此の格言に、かあひたるものと

云ふべきなり。

第十三章 博く人を愛すること
博愛と云ふことは、世の中の人には、誰れ彼れの差別なく、其の身の力の及ぶ限り、衆くの人に愛しめぐむことあり、これは親族朋友の縁故あるために、然るにはあらず、見す知らずの他人なりとも、天災に罹り、地變に遇ひはからざる不幸に陥りしものを、救ひ助くべきことを云ふなり。

法均尼は、和氣清麻呂の姉にて、初めの名を、廣

蟲といへり、此の頃、民間にては、其の子を養育すべき力なしとて、これを道路に棄つるもの、數多ありければ、法均尼は、これを見て、いと哀れに思ひ、人と諸方に遣はして、棄たる小兒を拾ひしに、其の數八十三人の多きに至りぬ、よりてこれを皆己れの子として養育し、財をつくして、はぐくみたりしと云ふ、實に奇特の心掛けと云ふべきなり、凡て天地の間に、生きとせざるものなきに、萬物の靈長たる、人間にて

ありながら、其の子を無慈悲にも棄てんとするは、親甲斐のなき仕業なり、これらの親は、鳥獸にも劣りしものといふべきのみ。初學訓に「人生ノ樂ミハ、人ノ苦ヲ救ヒテ、人ヲ樂マシムルニ在リ」とあり、法均尼の行の如きは、我れ等の鑑むべきことぞかし。

第十四章 忍耐の心あるべきこと
忍耐とは、辛苦艱難を忍びて、我が心を屈せざるを云ふなり。人苟も忍耐すること能はず、一難毎に心を挫きなば、万の志業を遂ぐること

能はざるなり。され故に、此の心は、萬事をなすに缺くべからざるものと知りぬべし。

三宅尙齋の妻は、賢徳の聞高き人なり。尙齋阿部侯に仕へて、世子の傅となりしかば、聖人の道を以て、薰陶に力を盡したれど、世子ハ、學者をきらひ、只管遊興にのみ耽りし故、痛くこれと諫めしため、忍城の一室に禁錮せられぬ。此とき、尙齋は其の妻に母の孝養と、二人の子の養育とを委托し、金二十兩を與へて、家を出でぬ。三年の後、宥されて家にかへり、一家の安

全を見て大に喜びけるが、其の時妻は、さきに預りし金を出して、尙齋に返しければ、尙齋は大に怒り『かくては必ず母の孝養を缺きたるならん』といひければ、妻徐かに答ふる様『母上の奉養は、妾の心の及ぶ限りは盡し侍りぬ、唯我か身は、人の雇となり、豫て習ひし裁ち縫ひの業を以て、賃錢を收め、くらしの助けとなし、二十兩は、禁錮を許され給はんときの用意にて、一錢も費すとなく、貯へ置きたりしなり、良人は、とらはれの身となりし故、さこそ心苦

しくれへすらん、さると妾何とて心ねちつきて、過ぐさるべきや、子とも等と三人は、冬も綿の衣服を身につけず、夏も蚊帳を張りしことなく、得たる賃錢は、皆母上のことに費やし、妾及び子供は貧しき中をしのぎ居たりし』と語りければ、尙齋大に其の困苦を、忍びたりしこと感じ、深く之を謝したりけり、尚齋は、直に職を辭し、京師に赴き、儒を以て業としたりければ、縉紳列侯の從ひて遊ぶもの多く、家計豊かになりしと云ふ。ボルノー氏の言に『忍耐ノ

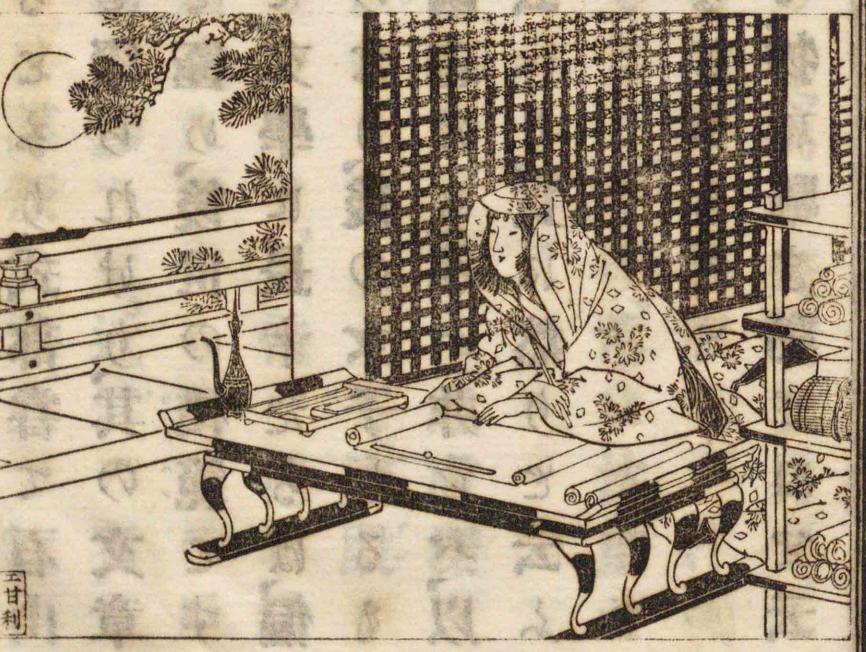
底ニハ天アリ」とあり味ある語にあらずや。

第十五章 勉學すべきこと

古と事變り、時勢も異りたる、今日にありては、たとへ女子たりとも、無藝無能にて、徒に遊びくらさんと思ふは、大なる誤りなり、女子も學と修め、業を習ひて、人並の道を知らざるべからず。

紫式部は、越前守爲時の女にして、幼なきより學と好み、經史百家の書に涉り、博學を以て聞

けり、式部は、藤原宣孝と云ふ人に嫁したりしや、夫婦の縁の薄きにや、いとも伉儷睦しかりし夫にさきなへれければ、貞操を守りて兩夫に事へず、上東門院に宮仕へして、忠實に事へまるらせけり、



れば、大に寵をうけゝるとあり、式部嘗て石山寺に參籠し、源氏物語を綴られけり、其の文章艷麗にして、筆力巧妙を極め、後世の模範とする所あり、斯く女流にて、文學に長ドたるは偏に勉學の効によるものなり、後の女子たるもの、學ばざる可らず。三國志にも「學ニ非レバ、以テオヲ廣ムルナシ」と云へり、實に然りと云ふべし。

第十六課 沈重なるべきこと

沈重とは、心をあづめて、物に騒ぎ動せぬと云

ふ、心落ちつかざるものは、萬事失敗し易し、凡て世間には、不意に事の生せずと限らざれば、其の時に及びて、狼狽せざるやう、常に沈重たるべき事にこそ。
曹皇后は、宋の仁宗皇帝の后にして、思慮深き御方なりき、或る夜、謀叛せる人ありて、寢殿まで攻め入りぬと、語るものあり、皇帝は他に避け給はんとしけると、后之れを止め、所々の戸を堅く閉ぢて、帝を守衛し参らせ、近侍の者に云へるやう「かかる時には謀叛の輩、火を放つ

べければ、水を用意せよ』とて多くの水を汲ませ置きけるに果して賊は火を放ちたれど、水にて事なく鎮めたり、次に宣ふやう『今夜忠勤怠らざるものは、吾れ自ら其人の髪の毛を少しつゝ剪りて徵しとせん』と仰せければ、人々能く防ぎ戦ひけるにぞ、賊は遂に退きぬ、其翌朝に至り、剪りたる髪を徵しとして、夫々賞を賜はりぬ、其の後、皇帝夜中俄に病みて、崩御し給ひければ、后深く之れを秘し、急に諸門の錠と鎖さしめ、皇太子を呼び入れ給ひて、後事を

定め、夫れより喪を發しけるとぞ、鄧析子の語に『心ハ安靜ナラシコトヲ欲シ、慮ハ深遠ナラシコトヲ欲ス』とあり、實に人は斯くこそありたけれ。

第十七章 勇氣あるべきこと

勇氣は、男子にのみ、必用にして、女子には、無用なりと云ふこと、あるべからず、女子たりとも、應分の勇氣なきときは、物に惧れ、事に懶くし、決して女子たる用となさざるあり、且つ勇氣は、何事にても成し遂げんとする力なれば、世

に處し事を行ふに、缺くべからざるものなり、されど誤りて粗暴に流れ、優美を損ふが如きは、最も注意せざる可らず。

信濃國は、高山國中に連亘し、平坦の地少なきを以て、猛獸多く住めり、それ故に、これがために禍に罹るもの、常に多かりき、或るとき、松代近郷の農家の女、年十七になりけるもの、朝またきより起き出で、山に入り、株さを刈り居たりしに、老いたる狼あり、其の近傍に來りて、哮りしかば、女大に驚きたれども、逃るゝに路

あければ、勇氣を作し、鎌を振ふて、狼の來るを待かけぬ、是れ『狼の性走れば則ち噛み止まれば則ち去る』と云ふことを聞き居たる故なり、然るに狼は、去る氣色なく、其の間三歩ばかりに進みより、躍りて胸に噛みつかんとせり、女は其の兩耳を摑み、地に押し倒し、鎌にて其の咽を斷たんとしたれど、力及ばず、相搏するごと、稍暫くせしめ、鎌を失ふて如何ともする能はずるに至りしかば、己れを助くるものやあらんかと、呼びたてたり、折よく一女子あり、其

の叫び聲をきく、馳せ來り、俱に力を協せて、狼を斃し、走りて家に歸り、父兄に事の由を語りしかば、これぞ聞き傳へたる少年とも、八九人各得物を携へ、往いて視たるに、狼十餘創を蒙り、氣息奄々として斃れ居たり、少年とも昇いて村に持ちかへりしかば、村中の人々、これを見て、大に其の勇氣に驚きたりしと云ふ、此の事、時の領主に聞けければ、少女には、類ひなき勇氣なりとて、感賞の餘り、本人には、錢六千を賜ひ、助けし女子は、錢五千を賜りたりと云ふ。

西哲スマイルス曰く「剛毅ノ力ハ神異靈怪ノ効ヲ顯ス」と、一旦心に期して、勇氣を出すときは、實に然るものなり、女子の心掛くべきことにこそ。

第十八章 剛毅の心あるべきこと
凡て女子は、れもては優美にして、心は剛毅なるを宜しとす、若しその心剛毅ならざるときは、何事となすにも、憶病未練の心いで來りて、自ら卑怯のふるまひに陥るものなれば、常に心して、斯る行あるべからず。

漢の馮昭儀は、右將軍奉世の女なり、元帝の代に撰ばれて婕妤ヒヤウセウヤとあれり、一日、帝虎圈に行幸して、獸を御見物あらせられしが、此とき、如何して逸れ出けん、大なる熊檻を攀ぢて、將に上らんとせり、左右のもの、皆驚きて走りけるに、昭儀は、直に熊の前に當りて叱りければ、さしもに勢猛く躍り來りし獸も、逡巡シヨンして進み得す、其のうち侍臣群かり集ひて、遂に熊を格殺したり、帝昭儀に問はせける様、人情皆猛獸と視れば、驚き惧れざるものあきに、汝日頃の優

しきに似ず、毫も驚きたる容子なきは、如何にぞ」と、宣ひければ、昭儀謹みて答へまうす様、猛獸は、人を得ば止まると聞き侍る、妾身を捨て、熊に向ひたるは、獸の御座に、觸れんことを恐るゝが故なり」と、帝深く其のふ



るまひに感ト給ひ、これより寵異を加へて、敬重し給ひしと云ふ。佐藤一齋曰く「節義ハ剛毅ノ人ニ存ス」と、女子たるもの、まさかの時の心掛け、かくこそありたけれ。

第十九章 賢婦たるべきこと
能く君に事へまつるを忠と云ひ、能く親に事へまつるを孝と云ひ、能く夫に事うるを貞と云ふ、これとかねたる者を、賢婦とも良妻とも稱して、後世までも、皆其の徳を賞せらるゝなり。

妙海尼は、初めの名を幸と云ふ、播州赤穂の義士、堀部金丸マサルが女あり、幸女、或る日、母と共に佛參の途次にて、中山安兵衛武庸と云へる人、叔父の仇を報せし高田馬場仇討を見、歸りて其の勇壯の状を語りしかば、父も大に感服し、乞ふて己れの養子とし、幸女にめあはさんとせしめ、其の事未だあらざるに、主君淺野長矩、殿中に於て、吉良義英を傷つけしかば、幕府の咎めによりて、其の家斷絶とはなりぬ、これより金丸父子は、主君の爲め、仇を報いんと謀りけるを、幸女

ひろかに之れとうかがひ、如何にもして父夫の志を達せしめんと、母と共に諸國の神社佛閣を巡歴し、ひたすら其の成就をぞ祈りける。頃しも元祿十五年十二月、父夫其の他、同志の士、本懐を遂げ屑よく腹かき切りて、死に就けりと聞ゆしかば、幸女悦び且つ悲しみ、遂に剃髪して妙海と號し、庵室を泉岳寺の傍に結び、主君並に父夫の冥福を祈り、朝夕墓前に香華を捧げ、或は掃除となすなど、長の年月一日も怠らず、或は又時に君家を再興せんとて、幕府

に愁訴すること二十五回に及ぶも、成らざりしかば、墓前に長明燈を奉りて、其の素志を表し、年九十一にて没せしとぞ。孔子家語に「忠信以テ甲冑トナシ禮義以テ干楯トナシ仁ヲ載セテ行キ義ヲ抱テ處ル」とあり、妙海尼の如き即ち是なり。

主 第二十章 忠義の心掛あるべきこと
忠とは、能く其の君に事へまつると云ふ、凡そ臣民たるものは、其の身の利害を顧みず、君のためには、眞心を盡すべきものなり、されば女

子も亦男子と同トく、其の身の及ぶ限りは、君に真心を盡すべきことぞかし。

淺岡と云ふ婦人は、伊達安藝の妹にて、仙臺の城主松平綱村の乳母なりき、綱村は、綱宗の子にて、幼名を龜千代と云へり、此とき、仙臺の支藩伊達宗勝と云ふ人、宗家を奪はんと謀り、其の權臣を語らひて味方となし、綱宗に遊興をするゝめ、これと失徳となして隠居せしめ、幼子龜千代に弓の後を繼がしめ、更にこれともあきものとなし、己れの欲する所と遂げんとせ

り、淺岡は、女子ながらも、主家の一大事このときなりと、晝夜龜千代を護り、供膳飲料に至るまで、心を用ひ、少しも油斷なく、侍きまるらせければ、宗勝等の悪計も遂に行はれず、龜千代も、淺岡のために、毒殺の禍を免れ給ひぬ、韓魏言へるあり「人臣タルモノハ、力ヲ盡シテ、以テ其ノ君ニ事フ、死生之ヲ以テスベシ」と、淺岡の如きは、能く其の君に事ふるに、死生を以てしたものにて、眞に女丈夫と云ふべきなり。

第二十一章 年貢上納を怠るべからざ

世の中には人の物品を盗み、或は人を傷害し、
或は人を欺きて財貨を奪ふか如き、惡き行ひ
となすもの少なからず、故にこれ等の惡きも
のを防ぐの用意なければ、人々安心して其業
を營むこと能はず、加之、國內に騒動れこり、或
は外國より侵さるゝが如きことあらば、いか
でわち着きて居らるべきや、されば世の中には、
は、皆ろれくの官廳ありて、事の起らざるさ
きに、防ぎをあすなり、此等の官廳を置くには、

固よりその資金なかるべからず、その資金は、
則ち國民の負擔すべき義務にて、これを年貢
又は租税と云ふ、國民たるもののは、必ず此義務
を盡すべきことぞかし。

伊勢國員辨郡の農に、與三兵衛といふものあり、其妻は至て律義のものにて、常に夫を助けて耕作を營みたりしが、多くもあらぬ田畠にて、家内の人数を養ふことなれば、朝夕の生計に甚だ苦めり、されど年貢上納のときは、決して期日を過つことなく、夫とすゝめて、常に富

めるものに先たちて、納めしめたり、戸長ある時『汝は家貧しきものなるに、租税を納むること、是れまで期日を違ふことなきは、寔に感すべき事なり』と申しければ、與三兵衛は『我等の斯く安心して、家業を營むことを得るは、皆御上の賜ものあり、それ故妻と心を協せ、豫トめ租税の準備を、平日になし置き、當日に至れば、第一番に上納して、聊か國民たるの義務を盡さんと、心掛くるなり』と語りければ、戸長も其心掛けの善きを深く賞し、是より村内の人々

に、與三兵衛夫妻の心掛けを、語りしかば、聞くもの皆大に感し、我れ後れどと租税を納むるに至れりといふ。古語に『私事ヲ以テ公事ヲ害スル勿レ』とあり、與三兵衛夫妻の如きは、能く私事をすてゝ、公事を務めたるものと謂ふべきなり。

日本女子修身訓第壹卷 終

明治廿六年八月八日印刷

明治廿六年八月十一日發行

明治廿六年六月三日再版印刷

著作者

版權

印 刷 者

發行所

尾書店

八尾新助

日下部三之介

東京市神田區一
番地

東京市神田八番區錦町

尾書店

